

議案第百十六号

福島県農業・農村振興条例の一部を改正する条例

福島県農業・農村振興条例（平成十三年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条―第二十二條」を「第二十條―第二十三條」に改める。

前文中「近年、」の下に「気候変動などの地球規模の環境問題の発生や」を加え、「耕作放棄地」を「遊休農地」に改め、「、さらには新たな環境問題の発生」を削り、「安全かつ良質な食料の供給」を「食料安全保障の確保」に改める。

第二条第一項中「第三条」を「第四条」に改め、同条第三項中「振興は、」の下に「食料安全保障の確保に向け」を加える。

第七条第一号中「並びに」の下に「多様な農業者等も参画しながら」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 県民一人一人が県産農産物を入手でき、一食一食を大切に健康で豊かな食生活を送ることができるよう、食料安全保障の確保に向け、県産農産物の安定生産に努めること。

第九条中「利用促進」の下に「、家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止」を加える。

第十条中「農地の流動化及び集団化」を「地域の話し合いによる農地の集積及び集約化」に改め、「確保」の下に「、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入促進」を加える。

第十三条第一項中「向上」の下に「及び創出」を、「及び」の下に「国内外での」を、「促進」の下に「、知的財産の保護及び活用」を加え、同条第二項中「検査体制の更なる強化促進」を「安全性を確保するための検査」に改める。

第十四条中「利用集積」を「集積及び集約化」に改める。

第二十二條を第二十三條とし、第十九條から第二十一條までを一條ずつ繰り下げる。

第二章第二節中第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加える。

（鳥獣害の対策）

第十七條 県は、鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣の農地への侵入の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。